

成田市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、成田市地域公共交通計画(以下「公共交通計画」という。)の作成及び実施に関する事項を協議するため、成田市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を千葉県成田市花崎町760番地に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (2) 公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (3) 公共交通計画の実施に関する事項
- (4) 公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項

(交通会議の委員)

第4条 交通会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 成田市副市長の職にある者(公共交通に関する事務を所掌する者に限る。)及び市長が指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 成田市タクシー協議会の代表者又はその指名する者
- (4) 一般社団法人千葉県バス協会の代表者又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 鉄道事業者の代表者又はその指名する者
- (7) 成田市社会福祉協議会の代表者又はその指名する者
- (8) 成田土木事務所長又はその指名する者
- (9) 成田警察署長又はその指名する者
- (10) 成田市区長会の代表者又はその指名する者

- (1 1) 成田市高齢者クラブ連合会の代表者又はその指名する者
- (1 2) 成田市福祉連合会の代表者又はその指名する者
- (1 3) 成田市PTA連絡協議会の代表者又はその指名する者
- (1 4) 公募による市民
- (1 5) 学識経験者
- (1 6) 関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (1 7) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
- (1 8) 成田国際空港株式会社の代表者又はその指名する者
- (1 9) 成田商工会議所の代表者又はその指名する者
- (2 0) 成田市観光協会の代表者又はその指名する者
- (2 1) 成田市東商工会の代表者又はその指名する者
- (2 2) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、交通会議の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由があるときは、代理人を会議に出席させることができる。この場合当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

4 会議における議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するものとする。

5 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると交通会議が認めるときは、非公開で行うものとする。

- 6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項の規定にかかわらず、会長が軽微な案件であると認めるとき又は会議を開催する暇がないとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面による協議をもって会議の議決に代えることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 委員及び関係者は、前条第5項ただし書の規定により非公開で行った会議の内容を漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第9条 会議における議事及び協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 道路運送法第9条第4項に規定する協議組織として運賃協議分科会を置き、乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項について協議するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を設置することができる。
- 3 前各項の分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、成田市都市部都市計画課において処理する。

(経費)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、成田市の予算の範囲内から執行するものとする。

(報償費)

- 第13条 会議に出席した委員等に対し、報償費を支給することができる。
- 2 第7条第7項の規定により、書面による議決を行った場合においても、前項の規定を適用する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

(成田市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

- 2 成田市地域公共交通会議設置要綱（平成23年6月20日施行）は、廃止する。